株主各位

東京都台東区入谷1丁目27番4号 アトムリビンテック株式会社 代表取締役社長 髙橋 快一郎

## 第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申 し上げます。

なお、書面により議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参 考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和 4年9月26日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお 願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面(郵送)による事前の議決権行使をお願い申し上げます。</u>

敬具

記

1. 日 時 令和4年9月27日(火曜日)午後3時

(受付開始:午後2時15分)

2. 場 所 東京都中央区日本橋蛎殼町2丁目1番1号

ロイヤルパークホテル 2階 東雲の間

昨年と同じホテルおよび階ですが会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項 第68期(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.atomlt.com/)に掲載させていただきます。
- ◎株主様控室の設置およびお飲み物の提供は実施いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会にご来場の株主様へのお土産はございません。

## 提供書面

## 事 業 報 告

(令和3年7月1日から) 令和4年6月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と社会的・経済的活動との両立を進める中、政府の推進する積極的な経済対策や日銀の大規模な金融緩和政策を背景に、景気は持ち直しの動きが見られたものの、感染症の断続的な拡大や、資源価格の上昇、さらには円安が一段と進行するなど、景況感の下押し要因が顕著に表れる状況が継続いたしました。一方、世界経済を巡っては、世界的なインフレ率の高止まりが続く中、ロシア・ウクライナ情勢に起因した経済制裁に伴う地政学リスクの高まりや、中国のロックダウンによる物流の混乱等によって、サプライチェーンの寸断、資源・エネルギー価格及び物流費が大幅に高騰するなどの懸念材料が顕在化し、不確実な世界情勢に伴う国内外経済の下振れリスクが急激に膨らみ、景気の先行きに対する不透明感は、依然として払拭できない厳しい状況の下で推移いたしました。

当社の関連する住宅市場におきましては、低水準にある住宅ローン金利や環境性能等に応じた住宅ローン減税の導入、こどもみらい住宅支援事業の創設など、政府による各種住宅取得支援政策が下支えし、新設住宅着工戸数は緩やかな増加傾向が継続したものの、建設業界における慢性的な人工不足に加え、世界的な資源価格の高騰を背景とした建設資材・物流費のコスト高、及び住宅設備機器の供給遅延の長期化が懸念されるなど、住宅業界を取り巻く環境は依然として厳しく、本格的な市場の回復には未だ至らない水準で推移いたしました。

このように新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響が長期 化する中にあって、当社はお客様を始めとする関係各位の健康と安全の確保 及び事業活動の維持継続に向け、各ショールームにおいては事前予約制で運 用、さらにはオンラインでの打ち合わせを推奨するなど、新型コロナウイル ス感染症拡大の抑制に必要な対策を講じつつ、第68期を初年度とする「第11次中期経営計画(第68期~第70期)」において掲げた「伝統を活かし、変革に挑む」とのスローガンの下、連綿と受け継いできた当社独自の事業スタイルの優位性を活かしながら、社員一人ひとりが自覚と責任を持って積極的に行動できる環境の整備と発想豊かな人材の育成に努めて、全社的な連携を強化しつつ、組織をあげて次世代を担う基盤づくりとさらなる進化を図って参りました。

また、住宅産業における企画開発型企業として、当社の主力商品群に成長したソフトクローズ関連商品の拡充はもとより、あまた市場の要望に応えて新技術ならびに新商品の開発に取り組み「内装金物(住まいの金物)の全般」に目を向けた裾野の広い商品開発と営業戦略の推進を心がけ、併せて販売費及び一般管理費の圧縮など調整かつ管理可能な諸施策を講じて、経営環境の変動に左右されにくい社内体制と財務体質の構築を目指し、さらには商品戦略、市場戦略、及び情報システム戦略に一層の前進を果たすべく、鋭意、当面する各々の課題に取り組んで参りました。

商品戦略につきましては、日々嵩じるお客様のご要望に即応し、より現場主義に徹した柔軟で機動力のある商品開発を具現化すべく「営業設計グループ」を主軸に据え、当社独自の機能を内包するソフトクローズ関連商品の拡充と市場への浸透に注力するとともに、コロナ禍を契機とした新たなニーズの高まりに応えるため、抗ウイルスフィルムを表面に被覆した「ハンドルカバー ここまも~る φ 25 用」や、日常生活のなかで手に触れる機会が多い取手や引手、ツマミなどを抗ウイルス仕様として展開を図り、加えて、非接触型のクリーンスイッチをオプション機能として追加可能な住宅屋内用自動ドア「リニアエンジン MM30」や、リモートワーク空間の構築に最適な SW移動間仕切システム「SW-900」の市場への定着を目指した活動に注力し、ウィズコロナ時代に応える商品開発に取り組んで参りました。

一方、市場戦略につきましては、金物卸売業界の流通ルートの整備に取り組むとともに、営業本部直轄の「販売促進グループ」において、当社商品の認知度向上と販路開拓を含む、積極的な営業支援活動を展開して参りました。なお、当第68期においては、昨年10月の「秋の内覧会」に続いて、本年4月に開催を予定していた「春の新作発表会」を中止といたしましたが、その間、アトムCSタワーでは新商品への入替工事を行いながら、様々なご提

- 4 -

案品を準備して本年5月にリニューアルオープンをいたしました。このようにコロナ禍に備えた事業展開を推進するとともに、金物のみならず広くインテリアに関わる商品を常設展示して準備を整えつつ、オンライン上での問い合わせには積極的に対応するなど、お客様との商談機会の創出に取り組んで参りました。また、当社の情報発信基地としての性格を持つ同館では「KANAGUつなぐ 地域」伝統工芸支援プロジェクトを推進し、日本各地の伝統工芸や職人と協業して金物との融合を模索するなど、同所開設の本旨に則り、積極的に新分野・異分野の開拓を図っております。

なお、西日本市場の強化と深刻化する運送コストや、自然災害によるリスク分散など、BCP対策を踏まえた物流拠点の複数化を目的に運用を開始している「広島営業所・C/Dセンター」につきましては、管理運用する商品を徐々に増やしつつ、商品供給面における顧客満足・サービスの維持向上に努めて、所期の目的を果たして参る所存であります。また当期におきましては、当社の販促ツールである総合カタログ「ATOM-DATA-LINE (2022-2024版)」を刊行して、新たな商品展開の周知と販路開拓に努めました。

さらに情報システム戦略につきましては、顧客利便性の向上及び社内業務の省力化のため、WEB請求書サービスの導入に向けて着手し、また集荷・配送をスムーズに行うため運送会社の荷受けラベル対応をカスタマイズするなど、当社の経営管理体制を支える「統合型業務ソフトウェア」の継続的なバージョンアップを実施して、営業・業務・現業の各部門とも、あまねく同システムを最大限に活用しつつ利便性の向上に努め、常に業務効率ならびに経営効率の一層の向上を図っております。

加えて、当社の「ものづくり」を広く紹介する目的として、ホームページ内の「atom動画ぎゃらりー」におきましては、YouTubeにて機能商品を中心とした製品紹介や設計・施工ガイドなどを動画で配信し、当社の主力商品について単なる商品紹介に留まることなく、職人不足が顕著な建築現場においても施工方法や手順、金物の調整方法等を明解に確認できる利便性を高めた動画コンテンツの整備を進め、また、同ホームページ内では、アトムCSタワー内の展示商品の写真や一部商品では動画の閲覧が可能な「ショールームビュー」の充実を図るなど、コロナ禍を見据え、SNSを積極的に活用した販売支援ツールの拡充に努めました。

このような経営全般にわたる諸施策を期中における内外況の変化に即応して推進して参りました結果、当期の売上高は9,990百万円(前期比3.8%増)、営業利益は577百万円(前期比8.5%減)、経常利益は606百万円(前期比7.5%減)、当期純利益は412百万円(前期比6.6%減)となりました。

なお、当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しておりますが、事業の経過及び成果における前期比(%)は、当該会計基準等適用前の前期の数値を用いて算定しております。

品目別売上高

	第67期		第68期		
品目	自 令和2年7 至 令和3年6		自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日		
	百万円	%	百万円	%	
折戸・引戸金物	7, 171	74. 5	7, 412	74. 2	
開戸金物	710	7. 4	730	7.3	
引出・収納金物	752	7.8	823	8. 2	
取 手 ・ 引 手	439	4.6	417	4.2	
附带金物	553	5. 7	606	6. 1	
合 計	9,627百万円	100.0%	9,990百万円	100.0%	

(注) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資の状況

当期の主要な設備投資は、商品開発の金型取得などであり、投資総額は 128百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、前述した社会・経済環境の下で予断を許さない不透明な状況が続くものと思われ、当社の関連する住宅市場におきましても、少子高齢化による世帯数の減少や住宅の性能向上による高耐久・長寿命化などの構造的な要因を背景に、新設住宅着工戸数は中長期的に縮小傾向で推移するものと予想されますが、政府による大規模な経済対策や、継続した住宅取得支援政策などに支えられるとともに、コロナ禍がもたらしたライフスタイルの変化により、高付加価値型の賃貸住宅需要の高まりと併せて、既存住宅の改修やワーキングスペース、郊外へ戸建て住宅を求めるニーズの増加、さらには抗菌・抗ウイルスや非接触商品の対応など、これらを要因とした市場の活性化が期待されるものの、新設住宅着工戸数の動向については、感染症の収束と消費性向及び所得環境の改善がさらに拡大浸透しなければ、本格的な回復には至らない状況にあるものと思われます。

このような状況の下、住宅関連産業に携わる当社といたしましては、引き 続き被災地復興に寄与し、中長期的な観点において住環境の改善に向けた潜 在的なニーズには根強い底流があるものと捉え、国際標準ISO9001 (QMS・品 質マネジメントシステム)及びIS014001(EMS・環境マネジメントシステ ム)を活かした商品開発により、創業以来119年の思い「独り歩きのできる 商品を提供する」を全うし、併せて第69期を中間年度とする「第11次中期経 営計画(第68期~第70期)」において掲げた「伝統を活かし、変革に挑む」 とのスローガンに従い、当社独自の価値観や行動規範など、「伝統」の良い 点を受け継ぎ、「変革」に挑む人材を育むことのできる活力ある組織環境の 構築を推進し、また、「ウィズコロナ時代に呼応する事業スタイルの構築」 を基本方針として、より現場主義に徹した商品開発を目指して技術力を磨 き、発想力・想像力を結集することにより、市場ニーズに応えるだけでな く、市場ニーズを先取りした「ものづくり」の推進に取り組みつつ、かつて ない規模と速度で変化しつつある経営環境の中で、「新しい生活様式」が求 める本質的な要求を迅速に見極め、柔軟で自由な発想と高い技術力を活かし た新たな事業スタイルの構築を目指すことによって、鋭意、企業の社会的責 任を果たして参る所存であります。

一方、アトムCSタワーにつきましては、実際の住空間づくりをテーマに開設した「LIVIN'ZONE」の進展を通して当社の全事業ならびに全商品の情報発信基地とし、当社のステークホルダーを始めとする異業種・異分野の方々との交流、及びコラボレーションを進めるとともに、同館を活動拠点とするアーバンスタイル事業部では、従来の「ものづくり」のみならず、生活者の「価値観・ライフスタイルの多様化」が進む中、加速度的に進行する情報化社会への多面的なアプローチを行いながら、新しいテーマに向けた事業展開を推進して、豊かなライフスタイルをサポートする「住空間創造企業」としての独自性を深く追究するとともに、日本の伝統工芸や手仕事といった「日本のものづくり」を通じた文化的価値観の提案、コンサルティングなど、業際的かつ先進的な分野へ進出して業容ならびに新規事業の拡大を目論んで参ります。

## (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第65期 (令和元年6月期)	第66期 (令和2年6月期)	第67期(令和3年6月期)	第68期 (当事業年度) (令和4年6月期)
売	上	高(千円)	10, 589, 833	10, 394, 001	9, 627, 427	9, 990, 863
経	常利	益(千円)	687, 135	706, 141	655, 615	606, 441
当	期 純 利	益(千円)	434, 605	482, 770	441, 171	412, 135
1 株	当たり当期純	利益(円)	108. 93	121.00	110. 57	103. 30
総	資	産(千円)	11, 971, 789	12, 021, 808	12, 414, 032	12, 888, 461
純	資	産 (千円)	8, 910, 882	9, 242, 271	9, 556, 742	9, 811, 562
1 核	k当たり純資産	産額 (円)	2, 233. 40	2, 316. 46	2, 395. 28	2, 459. 16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については銭未満を四捨五入 しており、その他については千円未満を切り捨てております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等 を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値について は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 子会社の状況 記載すべき重要な子会社はありません。
- (7) **主要な事業内容**(令和4年6月30日現在)

家具用金物・建具用金物・陳列用金物等、住まいの金物全般の企画開発及び販売

- (8) 主要な営業所及び使用人の状況(令和4年6月30日現在)

  - ② ショールーム等 アトムCSタワー (東京都)

ショップ&ショールーム 亜吐夢金物館(東京都)アトム住まいの金物ギャラリー大阪事業所(大阪府)

- ③ 営 業 所 札幌・前橋・広島
- ④ 物流センター アトム C/Dセンター (埼玉県)広島営業所・C/Dセンター (広島県)
- ⑤ 使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
	128名		2名増			41.	6歳	15.2年	

- (注) 使用人数には、嘱託(5名)・パートタイマー(7名)は含まれておりません。
  - (9) **主要な借入先の状況** (令和4年6月30日現在) 該当事項はありません。
- (10) その他株式会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 15,420,000株

(2) 発行済株式の総数 3,989,800株 (自己株式115,200株を除く)

(3) **当事業年度末の株主数** 806名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
高橋不	動産株式	会 社		885	5,440株			2	22. 19%
髙橋	快	一郎		500	), 000株			1	2.53%
アトムリビン	/テック取引	先持株会		417	7,800株			1	0.47%
髙 橋	良	_		290	),000株				7. 26%
アトムリビン	/テック従業員	員持株会		257	7,860株				6.46%
髙 橋	壽	子		157	7,000株				3.93%
大 塚	李	代		83	8,800株				2. 10%
磯川産	業 株 式	会 社		81	,500株				2.04%
岡崎	F	衛		78	3,200株				1.95%
櫻井金属	工業株式	式会 社		71	,000株				1.77%

(注) 当社は、自己株式115,200株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の 状況

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(令和4年6月30日現在)

	地		位		氏	-	:	名	担当及び重要な兼職の状況
取	締	役	会	長	髙	橋	良	_	高橋不動産株式会社 取締役
代	表 取	締	役 社	長	髙	橋	快 -	一郎	高橋不動産株式会社 代表取締役
常	務	取	締	役	鈴	木	英	光	C S 業 務 管 掌
取		締		役	伊	藤	友	悌	開 発 業 務 管 掌 ・ アウトソーシング統括
取		締		役	池	井	正	彦	商品本部長
取		締		役	Щ	口		俊	営 業 本 部 長
取		締		役	小	瀧	繁	幸	小滝金属工業株式会社 代表取締役
常	勤	監	查	役	金	子		豊	
監		查		役	輿	水	洋	_	
監		查		役	高	島	良	樹	柴田・山口・高島法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役小瀧繁幸氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役輿水洋一氏及び監査役高島良樹氏は、社外監査役であります。
  - 3. 当社は、監査役與水洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区		分	支給人員	報酬等の額
取	締	役	7名	129, 250千円
監	査	役	3名	26,380千円
合 (う	ち社外役	計 員)	10名 (3名)	155, 630千円 (7, 620千円)

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額 12,500千円(取締役 11,500千円、監査役 1,000千円)を含んでおります。
  - 2. 平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額230,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
  - 3. 平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
  - 4. 取締役会は、代表取締役社長髙橋快一郎に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役小瀧繁幸氏は、小滝金属工業株式会社の代表取締役でありま す。当社と小滝金属工業株式会社との間には商品購入等の取引がありま す。
  - ・社外監査役高島良樹氏は、柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には開示すべき重要な取引はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会(7回開催)	監査役会(7回開催)	主な活動状況
		出席回数	出 席 回 数	
社外取締役	小瀧繁幸	4回	_	令和3年9月28日 就任等、当事業 年度に開催された 取締出する では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
社外監査役	輿 水 洋 一	7 回	7 回	取は、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
社外監査役	高島良樹	7 回	7 回	取締 (

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 17,970千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく 監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分し ておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載して おります。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂 行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかに ついて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額に ついて同意の判断をいたしました。

## (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたしま す。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主 総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びこれらの運用状況については以下のとおりであります。

# (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・行動規範となる「企業行動規範」を定めており、取締役及び使用人に対して法令等を遵守し高い倫理観に基づいて行動することを求めるものとしております。
- ・監査役、内部監査部門及び監査法人との連携により、経営監視機能の強化を図るとともに、顧問弁護士と顧問契約を締結し必要に応じて客観的な経営に関する助言を戴く等健全な経営とコンプライアンスの徹底に努めております。
- ・コンプライアンス経営の強化を図る目的で、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見を「公益通報に関する規程」に定め、相談・通報窓口となる公益通報調査委員会を設けて一層の自浄体制の強化を図るとともに、公益通報者に対する保護も図っております。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」その他の 社内規程を整備し、文書等の適切な保存及び管理を実施しております。 また、監査役からの求めがあるときには、これらを直ちに提供できる体 制を整備しております。

## (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務上の経常的なリスクについては、「業務分掌規程」にて定めた各部門の役割に基づき、それぞれの担当部門が中心となり、各種マニュアル等に従い、これに対処するとともに、リスク発生防止策の推進に努めております。
- ・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる 取締役を定めることとしております。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行に努めております。
  - ・意思決定の迅速化と経営責任の明確化の実現に向けて、執行役員制度を 導入し、機動的な経営の遂行に努めており、また既存の執行機関である 経営会議と併せて、経営の効率化と活性化に向けた施策を講じておりま す。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・子会社管理の担当部門は、子会社からの報告に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行うこととしております。
  - ・子会社の取締役等は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を 定期的に行うこととしております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととします。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する 監査役の指示の実行性の確保に関する事項
  - ・監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更について は、監査役の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立及 び監査役の指示の実行性確保に努めております。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な審議・決議の場に出席 し、取締役及び使用人から報告を受けることとなっております。
  - ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

# (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役は、その職務執行のため必要な費用又は債務を会社に対して請求 することができることとしております。

#### (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、主要な稟議書その他業務執行等に係る重要な書類(電磁的記録を含む)を閲覧し、必要があると認めたときは、取締役又は使用人に対し説明を求めることができることとしております。

#### (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・金融商品取引法及び関連法令に従い、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、運用しております。

## (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識 の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動規範」をはじめとし たコンプライアンス関係の規程等を社内イントラネットで役員及び従業 員に周知いたしました。

また、「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は、監査役及び会計 監査人と連携しながら、当社及び子会社の内部監査を実施いたしまし た。

# 貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の	) 部	負 債 0	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	8, 014, 219	流動負債	2, 703, 662
現金及び預金	2, 289, 918	支 払 手 形	84, 037
受 取 手 形	317, 956	電子記録債務	1, 778, 071
電子記録債権	470, 173	買掛金	579, 706
売 掛 金	1, 505, 469	未 払 金	61, 072
有 価 証 券	2, 800, 000	未払費用	41, 693
商品	529, 749	未払法人税等	101, 532
貯 蔵 品	25, 322		·
前渡金	2, 499	未払消費税等	18, 412
前払費用その他	23, 754 49, 603	預り金	39, 135
貨倒引当金	49, 603 △ 229	固定負債	373, 237
	4, 874, 241	退職給付引当金	138, 612
	2, 389, 609	役員退職慰労引当金	231, 825
建物	1, 099, 399	そ の 他	2, 800
構築物	7, 462	負 債 合 計	3, 076, 899
車 両 運 搬 具	203	純 資 産	の部
工具、器具及び備品	121, 258	株主資本	9, 800, 934
土 地	1, 161, 285	資 本 金	300, 745
無形固定資産	31, 317	資 本 剰 余 金	273, 245
商標権	135	資本準備金	273, 245
ソフトウェア	30, 876	利益剰余金	9, 291, 530
その他の次章	306	利益準備金	43, 189
投資その他の資産	2, 453, 314	その他利益剰余金	9, 248, 340
投資有価証券 関係会社株式	2, 320, 599 0		· · ·
後業員長期貸付金 一	35	土地圧縮積立金	95, 868
関係会社長期貸付金	32, 110	別途積立金	6, 000, 000
長期前払費用	5, 380	繰越利益剰余金	3, 152, 472
繰延税金資産	66, 993	自己株式	△ 64, 585
敷金保証金	49, 131	評価・換算差額等	10, 627
長期未収入金	3, 300	その他有価証券評価差額金	10, 627
貸倒引当金	△ 24, 236	純 資 産 合 計	9, 811, 562
資 産 合 計	12, 888, 461	負債・純資産合計	12, 888, 461

<sup>(</sup>注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(令和3年7月1日から)令和4年6月30日まで)

(単位: 千円)

	<del></del> 科	目		金			額
	什	Ħ		内	訳	合	計
売	上		高				9, 990, 863
売	上	原	価				7, 234, 277
売	上 総	利	益				2, 756, 586
販売	費 及 び -	- 般 管 理	費				2, 179, 284
営	業	利	益				577, 302
営	業外	収	益				
受	取	利	息		614		
有	価 証	券 利	息		14, 440		
受	取 配	当	金		5, 465		
仕	入	割	引		5, 603		
為	替	差	益		7, 714		
雑	収	L	入		1, 474		35, 313
営	業外	費	用				
貸	倒 引 当	金 繰 入	額		6, 173		6, 173
経	常	利	益				606, 441
特	別	損	失				
固	定 資 産	除却	損		0		0
税引	前当	期純利	益				606, 441
法人	、税、住民	税及び事業	税		193, 139		
法	人 税 等	調整	額		1, 167		194, 306
当	期 純	利	益				412, 135

<sup>(</sup>注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和3年7月1日から) 令和4年6月30日まで)

(単位:千円)

	株			主 資		本				
		資本乗	自余 金	禾	」 益	剰	余	金		
	資本金		₩-1- <b>±</b>   Λ Λ		その	)他利益剰	余金	7124 TH A A	自己株式	株主資本
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	土地圧縮 積 立 金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計		合 計
当期首残高	300, 745	273, 245	273, 245	43, 189	95, 868	6, 000, 000	2, 872, 001	9, 011, 058	△64, 554	9, 520, 493
当期変動額										
剰余金の配当							△131,664	△131,664		△131, 664
当期純利益							412, 135	412, 135		412, 135
自己株式の取得									△30	△30
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	_	-	-	280, 471	280, 471	△30	280, 440
当期末残高	300, 745	273, 245	273, 245	43, 189	95, 868	6, 000, 000	3, 152, 472	9, 291, 530	△64, 585	9, 800, 934

	評価・換	算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	36, 248	36, 248	9, 556, 742	
当期変動額				
剰余金の配当			△131, 664	
当期純利益			412, 135	
自己株式の取得			△30	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△25, 620	△25, 620	△25, 620	
当期変動額合計	△25, 620	△25, 620	254, 819	
当期末残高	10,627	10,627	9, 811, 562	

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

#### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)を採用し ております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……・移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく

簿価切下げの方法)を採用しております。

貯 蔵 品………最終仕入原価法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

> なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物  $5\sim50$ 年

工具、器具及び備品 1~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

………定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア 5年(社内における見 込利用可能期間)

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能 見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による期末退職金要支給額から特定退職金共済及び確定給付企業年金の年金資産を控除した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上してお ります。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、建築金物・家具金物を主体とした内装金物全般の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### 「会計方針の変更に関する注記」

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める 経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用し た場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高 から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価がそれぞれ165,134千円減少しましたが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

1株当たり情報に与える影響はありません。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、〔金融商品に関する注記〕において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に 関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### [会計上の見積りに関する注記]

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額)

66.993壬円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - ① 算 出 方 法

将来減算一時差異に対して、収益力やタックス・プランニングに基づく将来の課 税所得の見積り等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

## ② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は、将来の事業計画を基礎として見積もられており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社が販売する住宅用内装金物は、主として住宅新設時に使用されるため、売上 高の予測にあたっては 新設住宅着丁戸数の増減に影響されます。

また、世界的な資源価格の高騰を背景とした建設資材・物流費のコスト高などが、将来の課税所得の見積り等に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が増減し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### [貸借対照表に関する注記]

1.	有形固定資産の減価償却累計額		4, 151, 196千円
2.	関係会社に対する金銭債権債務	金銭債権	45,986千円
		金銭債務	208千円

3. 取締役に対する金銭債権債務 金銭債権 4,000千円

#### 「損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高 不動産賃借料の支払

39,600千円

## [株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4, 105, 000株	_	_	4, 105, 000株

#### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	115, 180株	20株	_	115, 200株

(注) 自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

#### 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和3年9月28日 第67期定時株主総会	普通株式	65,832千円	16円50銭	令和3年6月30日	令和3年9月29日
令和4年1月28日 取締役会	普通株式	65,832千円	16円50銭	令和3年12月31日	令和4年3月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年9月27日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和4年9月27日 第68期定時株主総会	普通株式	65,831千円	利益剰余金	16円50銭	令和4年6月30日	令和4年9月28日

4. 新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

#### [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

未払事業税及び未払特別法人事業税	6,340千円
退職給付引当金	42,415千円
役員退職慰労引当金	70,938千円
減損損失	288,921千円
その他	30,267千円
繰延税金資産小計	438,883千円
評価性引当額	△ 323,369千円
繰延税金資産合計	115,514千円
2. 繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△ 42,270千円
その他有価証券評価差額金	△ 6,250千円
繰延税金負債合計	△ 48,520千円
繰延税金資産の純額	66,993千円

#### [金融商品に関する注記]

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。また、 借入金等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の「売上債権管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は主に譲渡性預金、投資有価証券は主に株式及び債券であり、株式及び 債券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、毎月、時価の把握を行ってお ります。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、4ヶ月以内に決済されて おります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰 計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合 理的に算定された価額が含まれております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2, 248, 915	2, 248, 915	_
資 産 計	2, 248, 915	2, 248, 915	_

- (\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (\*2) 「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「有価証券(譲渡性預金)」、 「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」については短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。 当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額 (千円)	
非上場株式	71, 684	
関係会社株式	0	

## (注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2, 289, 918	_	_	_
受取手形	317, 956	_	_	_
電子記録債権	470, 173	_	_	_
売掛金	1, 505, 469	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 社債	_	_	1, 200, 000	_
(2) その他	2, 800, 000	_	_	_
合計	7, 383, 518	_	1, 200, 000	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場にお

いて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関す

る相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイン

プット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時

価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
(1) 株式	150, 868	_	_	150, 868		
(2) 社債	_	2, 098, 047	_	2, 098, 047		
資産計	150, 868	2, 098, 047	_	2, 248, 915		

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 「関連当事者との取引に関する注記]

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が議決 権の過半数 を所有して いる会社	高橋不動産㈱	(被所有) 直接 22.2%	不動産の賃借 役員の兼任	賃借料の 支払	39, 600	前払費用 敷金保証 金	3, 630 40, 000
役員が議決 権の過半数 を所有して いる会社	小滝金属工業 (株)	(所有) 直接 3.0%	商品の仕入 役員の兼任	商品の仕 入	12, 365	買掛金	_

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 高橋不動産㈱に対する賃借料の支払については、近隣の取引事例を参考の上、 賃借料金額を決定しております。
    - 小滝金属工業㈱からの商品の仕入については、一般取引条件と同様に決定して おります。
  - 3. 高橋不動産㈱は当社取締役会長髙橋良一が議決権の100%を直接保有しております。
  - 4. 小滝金属工業㈱は当社社外取締役小瀧繁幸及びその近親者が議決権の過半数を 保有しております。

## [収益認識に関する注記]

当社は、住宅用内装金物事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる 収益を分解した情報については、品目別に記載しております。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

			品目別			
	折 戸 ・ 引戸金物	開戸金物	引 出 · 収納金物	取手・引手	附帯金物	合計
一時点で移転される財	7, 412, 686	730, 419	823, 829	417, 343	606, 585	9, 990, 863
一定の期間にわたり 移転される財	_	-	_	_	-	_
顧客との契約から 生じる収益	7, 412, 686	730, 419	823, 829	417, 343	606, 585	9, 990, 863
外部顧客への売上高	7, 412, 686	730, 419	823, 829	417, 343	606, 585	9, 990, 863

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は、「〔重要な会計方針に係る事項に関する 注記〕4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
  - (1) 契約資産及び契約負債の残高等 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりであります。

なお、契約資産及び契約負債の該当はありません。

(単位:千円)

	当事業年度			
	期首残高	期末残高		
顧客との契約から生じた債権				
受取手形	311, 580	317, 956		
電子記録債権	406, 361	470, 173		
売掛金	1, 438, 988	1, 505, 469		
合計	2, 156, 929	2, 293, 600		

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な 変動対価の額等はありません。

#### [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

2,459円16銭 103円30銭

## [重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年8月22日

アトムリビンテック株式会社

取締役会御中

## アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトムリビンテック株式会社の令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算事類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容 を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロ セスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められてい るその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。

令和4年8月23日

アトムリビンテック株式会社 監査役会 常勤監査役 金 子 豊 印 社外監査役 輿 水 洋 一 印 社外監査役 高 島 良 樹 印

以上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な課題の一つとしており、安定的な経営基盤の確保と企業価値の向上に努めるとともに、配当につきましても積極的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

以上の方針および当期の業績を勘案し、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、令和4年3月11日に、1株につき16円50銭の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき33円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金16円50銭 総額 65,831,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和4年9月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を下記のとおり変更いたしたく存じます。

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定	款		変	更	案
第3章 株主総会			第3章	株主総会	;
(新設)		_(電子技	是供措置等)	_	
		第14条	当会社は	、株主総会	の招集に際
			し、株主約	総会参考書	領等の内容で
			ある情報に	こついて、「	電子提供措置
			をとるもの	のとする。	
		2.	当会社は、	電子提供	昔置をとる事
			<u>項のうち</u>	法務省令で)	定めるものの
			全部またり	は一部につい	ハて、議決権
			の基準日	までに書面	交付請求した
			株主に対し	して交付する	る書面に記載
			しないこと	とができる。	_

現 行 定 款	変 更 案
<u>第14条~第16条</u> (条文省略)	<u>第15条</u> ~ <u>第17条</u> (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<u>第17条</u> ~ <u>第28条</u> (条文省略)	<u>第18条</u> ~ <u>第29条</u> (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
<u>第29条</u> ~ <u>第39条</u> (条文省略)	<u>第30条</u> ~ <u>第40条</u> (現行どおり)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
<u>第40条</u> ~ <u>第43条</u> (条文省略)	<u>第41条</u> ~ <u>第44条</u> (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
<u>第44条</u> ~ <u>第47条</u> (条文省略)	<u>第45条</u> 〜 <u>第48条</u> (現行どおり)

## 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役髙橋良一氏および伊藤友悌氏は退任されます。

つきましては、経営体制の効率化のため2名減員し、取締役5名の選任をお願いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 号	(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
	たか はし かいちろう 高 橋 快一郎 (昭和54年8月30日生)	平成16年4月     当社入社       平成25年4月     当社社長室長       平成28年9月     当社取締役副社長管理部管掌       平成29年7月     当社取締役副社長管理業務管掌・海外事業統括       令和2年9月     当社代表取締役社長(現任)	500,000株
1		(重要な兼職の状況) 高橋不動産株式会社代表取締役	
	【選任理由】		

髙橋快一郎氏は、令和2年9月の代表取締役社長就任以降、強いリーダーシップと決断力により当社の経営をリードしております。それらに基づき、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしております。

今後も同氏が当社の経営全般を牽引し企業価値向上を実現するため、引き続き選 任をお願いするものであります。

候補者番 号	、	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数				
2	が、東、 ヴェ みつ。 鈴 木 英 光 (昭和32年11月24日生)	昭和59年9月 当社入社 平成17年7月 当社卸売事業部長 平成24年7月 当社執行役員商品部長 平成25年7月 当社執行役員商品本部長兼 商品部長 平成26年9月 当社取締役商品本部長兼 商品部長 平成30年7月 当社取締役商品本部長 令和2年9月 当社取締役商品本部長 (現任)	11,400株				
	【選任理由】 鈴木英光氏は、当社入社以来、長年に亘り営業部門等において培った豊富な知識 と経験を有しており、内装金物事業全般に精通しております。 今後も同氏の幅広い経験と深い知見の活用が必要と判断し、引き続き選任をお願 いするものであります。						
	池 井 正 彦 (昭和42年11月3日生)	昭和61年4月 当社入社 平成24年7月 当社卸売事業部長 平成30年7月 当社執行役員商品部長 令和2年9月 当社取締役商品本部長(現任)	12,100株				
3	【選任理由】 池井正彦氏は、当社入社以来、長年に亘り営業部門等において培った豊富な知識 と経験を有しており、内装金物事業全般に精通しております。 今後も同氏の幅広い経験と深い知見の活用が必要と判断し、引き続き選任をお願 いするものであります。						

候補番		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数			
4	でま くち しゅん 山 口 俊 (昭和46年9月19日生)	平成7年4月 当社入社 平成24年7月 当社特販事業部長 平成30年7月 当社執行役員特販事業部長 令和2年9月 当社取締役営業本部長兼 特販事業部長 令和3年7月 当社取締役営業本部長(現任)	7, 500株			
	【選任理由】 山口俊氏は、当社入社以来、長年に亘り営業部門において培った豊富な知識と経験を有しており、内装金物事業全般に精通しております。 今後も同氏の幅広い経験と深い知見の活用が必要と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。					
	小 瀧 繁 幸 (昭和34年1月3日生)	平成8年11月 小滝金属工業株式会社入社 平成9年10月 同社代表取締役(現任) 令和3年9月 当社社外取締役(現任)	200株			
5	【選任理由及び期待される役割の概要】 小瀧繁幸氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る内装金物業界の経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言をいただけるものと期待したためであります。 同氏の経営に関する幅広い経験と深い知見の活用が必要と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、候補者小瀧繋幸氏が代表取締役を務める小滝金属工業株式会社との間 に商品購入等の取引があります。
  - 3. 小瀧繁幸氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. 小瀧繁幸氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1 年となります。
  - 5. 当社は、小瀧繁幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役輿水洋一氏は任期満了となりますので、監査役 1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 " " 名	略歴、当社における地位	所有する当社
(生 年 月 日)	(重要な兼職の状況)	の株式の数
※新任 *** した 山 下 剛 (昭和50年9月2日生)	平成13年12月 富士電機株式会社入社 平成22年7月 税理士法人フェアコンサルティン グ入社 平成25年9月 税理士法人よつば綜合事務所入社 平成25年11月 税理士登録 平成27年10月 Asia Strategic Partners Co., Ltd. 設立 Director (現任) 平成27年10月 山下国際税務コンサルティング事 務所設立 代表(現任) 平成27年11月 株式会社ミスミグループ本社入社 平成29年8月 ストラテジックパートナーズ合同 会社設立 代表社員(現任)	一株

## 【選任理由及び期待される役割の概要】

山下剛氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にリスクマネジメントの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 山下剛氏は、新任の社外監査役候補者であります。なお、山下剛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
  - 3. 当社は、各社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約 に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、 山下剛氏の選任が承認された場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する 予定であります。

## (参考)

■本総会終了後の取締役および監査役のスキルマトリックス

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役および各監査役が有する主な専門性・経験は次のとおりであります。

氏		ŝ	名	地	位	企経	業営	内金業	装物界	マーケテ イング・ 営 業	リスク マネジ メント	財務・ 会計	グロー バ 経 験
髙	橋	快一	郎	代表取締	设社長		)		)	0			0
鈴	木	英	光	常務取締				)	0				
池	井	正	彦	取締役				)	0				
Щ	П		俊	取締役					)	0			
小	瀧	繁	幸	社外取締行	元 文		)		)				
金	子		豊	常勤監査征	工文				)	0	0		
高	島	良	樹	社外監査征	元 文						0		
Щ	下		剛	社外監査征	·		)				0	0	0

## 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます髙橋良一氏および伊藤友悌氏ならびに監査役を退任されます輿水洋一氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役 会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏			名		略歷
				昭和45年4月	当社取締役
				昭和51年2月	当社取締役副社長
髙	橋	良	_	昭和55年6月	当社代表取締役副社長
				昭和59年8月	当社代表取締役社長
				令和2年9月	当社取締役会長 現在に至る
伊	藤	友	悌	平成26年9月	当社取締役 現在に至る
輿	水	洋	_	平成22年9月	当社社外監査役 現在に至る

以上

# 株主総会会場ご案内図



会 場 東京都中央区日本橋蛎殻町2丁目1番1号 ロイヤルパークホテル2階「東雲の間」

電 話 03 (3667) 1111

交 通 東京メトロ 半蔵門線 「水天宮前駅」4番出口とホテルが直結 東京メトロ 日比谷線 「人形町駅」A2出口より徒歩約5分 都営地下鉄 浅 草 線 「人形町駅」A3出口より徒歩約8分

昨年と同じホテルおよび階ですが会場が異なりますので、お間違えのないよう ご注意ください。